

住宅都市局工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 住宅都市局において施行する請負工事の検査については、法令、条例、規則及びその他の規程等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより検査の円滑かつ適正な執行を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）及び住宅都市局工事施行要綱（以下「工事施行要綱」という。）の例による。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完 了 検 査 工事が完了したときに行う。
 - (2) 指定部分完了検査 指定部分の工事が完了したときに行う。
 - (3) 部 分 使 用 検 査 工事目的物の全部又は一部について引渡し前に使用するときに行う。
 - (4) 出 来 高 検 査 工事の出来高部分について、部分払をするときに行う。
 - (5) 出来高精算検査 工事の契約を解除しようとするときに行う。
- 2 前項のほか、名古屋市低入札価格調査要領第5条に規定する調査を経て工事請負契約を締結した工事（以下「低入札工事」という。）について、工事の施工過程において執行状態の適正を確認するため中間検査を行う。なお、低入札工事の中間検査の対象は、当初請負金額が2億以上の工事、又は当初請負金額が2億未満で落札率が85%未満の工事とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、工事の施工過程において執行状態の適正を確認するため次の各号に掲げるものについては、中間検査を行うことができる。
- (1) 外部から検査することが不可能な箇所特に重要な部分
 - (2) 屋根、外壁及び地下室、高所又は崖下など完了時に直近から検査できない部分
 - (3) 追加又は別途工事の施工のため完了を確認しておく必要がある部分
 - (4) その他特に必要があると認められるとき

(検査員の指定)

第4条 検査員の指定は、住宅都市局監督員検査員指定要綱による。

(検査の基本)

第5条 検査は当該工事の出来高を対象とし、契約書、仕様書、設計書及び図面その他関係書類（以下「設計図書等」という。）に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、可否の判定を行うものとする。

(検査の手続)

- 第6条 担当監督員は、工事完了届（第19-1号様式）若しくは指定部分工事完了届（第19-2号様式）又は部分使用同意書（第27号様式）を受理したときは、すみやかに関係書類を添え検査に付するものとする。
- 2 担当監督員は、出来高報告書（第22号様式）を受理したときは、すみやかに内容を精査し、出来高査定ののち関係書類を添え検査に付するものとする。出来高査定の基準は、住宅都市局長が別に定めるものによる。
- 3 担当監督員は、施工中の工事で契約を解除しようとするときは、直ちに出来高部分を調査し、出来高精算調書（第23-2号様式）を作成のうえ関係書類を添え検査に付するものとする。

(検査の時期)

- 第7条 完了検査（指定部分完了を含む。）は、工事完了届を受理した日から起算して14日以内に行わなければならない。
- 2 出来高検査は、出来高報告書を受理した日から起算して14日以内に行わなければならない。
- 3 低入札工事に係る中間検査は、工期中1回以上行うものとする。
- 4 前各項以外の検査は、必要なとき行うものとする。

(検査の方法)

- 第8条 実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他の実施状況に関する各種の記録（工事施工記録写真帳を含む。）と設計図書等とを対比し、施工管理状況及び施工内容の適否の判断を行うものとする。
- 2 出来形の検査は、位置及び出来形寸法について、設計図書等と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、必要

に応じて最小限の破壊検査を行うことができる。

- 3 品質の検査は、品質及び出来ばえについて、設計図書等と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて最小限の破壊検査を行うことができる。

(検査の立会い)

第9条 検査は、本市職員、受注者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いのもとに行うものとする。

- 2 前項に規定する本市職員の立会いは次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第4号まで及び同条第3項の検査は、担当監督員及び原則として主任監督員が立会うものとする。

- (2) 第3条第1項第5号及び同条第2項の検査は、主任監督員及び担当監督員が立会うものとする。

- 3 前項第1号の担当監督員又は前項第2号の主任監督員及び担当監督員の立会いについて、検査を実施する現場に立会うことが困難である場合は、ウェブ会議等を利用し遠隔に立会う方法又は所属長が代理職員を指名した上でその代理職員が立会う方法により、行うことができる。

(検査結果の処理)

第10条 検査員は、名古屋市契約規則第50条第1項に基づく検査（第3条第1項第3号及び同条第3項の規定による検査を除く。以下本条において同じ。）を終了したときは検査調書（第29号様式）を作成するものとする。

- 2 総括監督員は前項の検査調書の送付を受けたときは、受注者に対し工事施行要綱第23条から第26条までの規定による工事完了確認通知書、指定部分工事完了確認通知書、出来高検査確認通知書又は中間検査確認通知書（以下「確認通知書」という。）を交付しなければならない。

- 3 検査員は検査の結果、補正を要する事項があつて不合格を確認したときは、受注者に対し工事施行要綱第23条から第26条までの規定による検査結果通知書を交付し、完全履行を要求しなければならない。

- 4 検査員は、補正を要する事項が軽微であると認めた場合は、前項の規定にかかわらず検査の際に検査指示書（第30号様式）により補正の指示を行うことができる。

- 5 主任監督員又は担当監督員は、検査指示書による補正の指示を受けたときは、直ちに受注者に対して必要な措置をとらせ、その完了を検査員に報告するものとする。

- 6 検査員は、第3項の規定により受注者が完全履行をした場合にあっては、再検査を行うものとする。この場合においては第6条及び前各項の規定を準用する。

(工事成績の評定)

第11条 監督員及び検査員は、完了検査後、住宅都市局工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づき、工事成績の評定を行わなければならない。また、指定部分のある工事については、指定部分完了検査後も、検査員が指定部分について同様に評定を行う。

(受注者に対する指導)

第12条 局長は、前条の評定の結果、評定点合計が評定要領に定める基準点未満となった受注者に対して、厳正に指導しなければならない。

- 2 前項の指導には、検査員及び監督員が立会うものとする。

(工事検査講評等)

第13条 検査員は、必要のある時は、設計、施工及び監理に関し改善その他の意見を工事検査意見書（第31号様式）に記入し、監理指導課長に提出する。

- 2 監理指導課長は、毎年度、請負工事の検査結果報告書を作成し、工事関係職員を対象に検査講評を行う。

附 則

1. この要綱は平成15年4月1日から施行する。
2. 建築局検査事務要綱（昭和48年4月1日）は廃止する。

附 則

1. この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行わ

れる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は令和4年3月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は令和6年4月1日から施行する。